

令和 4 年 5 月 5 日現在

機関番号：30106

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K04229

研究課題名(和文) 重度知的障害者に対する「ケアの分配」をめぐる規範的研究

研究課題名(英文) A Normative Study on the "Distribution of Care" for Persons with Severe Intellectual Disabilities

研究代表者

田中 耕一郎 (Tanaka, Koichiro)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：00295940

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：<重度知的障害者>に対する「ケア分配」に係る諸規範の地勢図を描くために、<重度知的障害者>が生きるうえにおいて不可欠なケアに含意される規範の内実、およびこのケアの平等な分配、すなわち「ケアの制度化」を志向する際に生起するであろう幾つかの論点について原理的な考察を加えた。その成果として、田中耕一郎(2020)「『ケアの制度化』をめぐる：<重度知的障害者>に対する『ケアの分配』に向かうための序論」(『北星論集』第57号, pp.73-89)をまとめた。現在、「障害児者への『ケア分配』における『ケア主体』をめぐる諸規範とその地勢図について」と題する論考を執筆しており、今年度中の投稿予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、重度知的障害児者への「ケア分配」をめぐる規範的主張の多様化と濫立状況において、これらの多様な規範的主張(正しさの主張)を俯瞰しうる包括的な規範原理を探求するところに学術的、実践的意義があると考える。

このような包括的原理の探求によって、「ケア分配」をめぐる諸規範の相互連関を精緻に検討し、そこから重度知的障害児者やその家族において有用で生産的な知見を析出しうるものと考えている。また、この包括的原理の探求には、ある特定の規範が権力をもつことで産出されるコラテラルダメージを可視化させ、そのダメージの固定化の回避にも資するものと考えている。

研究成果の概要(英文)：In order to draw a topographic map of the norms related to the "distribution of care" to the "severely mentally retarded," we have examined in principle the substance of the norms implied in the care essential for the lives of the "severely mentally retarded," and some of the issues that may arise when aiming for the equal distribution of this care, i.e., the "institutionalization of care. The results of this study are summarized as follows. As a result, Tanaka Koichiro (2020), "On 'Institutionalization of Care': An Introduction to 'Distribution of Care' for Persons with Severe Mental Disabilities" (Hokusei Ronbunshu, No.57, pp.73-89) was compiled. Currently, I am writing an essay titled "On various norms and their topography concerning 'subjects of care' in the 'distribution of care' to disabled children," which is scheduled to be submitted during this fiscal year.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ケア分配 重度知的障害者 ケアの規範 家族 障害者運動

1. 研究開始当初の背景

近年、障害者の権利擁護や生活支援に係る多様な取り組みが見られるものの、自らのニーズを公共的なコミュニケーションにおいて表出するための言葉の資源を持ち得ない重度知的障害を持つ人々の生活は、現在もなお極めて制限されたものであり、その多くは障害者支援施設における集団生活か、家族介護に依る在宅生活に限定されている。

重度知的障害者の言葉にならない微細な表現を読み取り、そこに彼らのニーズを見出そうとする専心的な支援者との個人人称的な関係性が不可欠であるが、そのような関係性に身を置く重度知的障害者は極めて稀であり、多くの重度知的障害者は、家族と僅かな支援者との関係性しか持ち得ていない。つまり、重度知的障害者は自らの福祉の実現において極めて切実なニーズを抱えていながらも、「ニーズ解釈の政治」に参入する言葉の資源において乏しい状況にあり、加えて、極めて限定された関係性に置かれていることにより、他者による応答の可能性を喪失する危機に常に晒されていると言えるだろう。

また、このような重度知的障害者たちの境遇と、その境遇の改善に必要な彼らに対する「ケアの分配」に係る規範的課題については、正義をめぐる先行の規範理論においてもこれまで殆ど議論されることはなかった。例えばリベラルな正義論を牽引してきたジョン・ロールズ(John Rawls)は、重度知的障害者などに対する温情主義的干渉を提起しつつも、彼らを自らの正義の諸原理に包摂することを拒んでおり、故に彼が提起した基本財のリストには、重度知的障害者が必要とするケアという財が欠落している(Nussbaum 2006:139)。

さらに、また、従来 of 社会福祉学においても、例えば、その援助方法論(ソーシャルワーク)が近代市民社会の要請する<自律する個人>ヘクライエントを向かわせるための支援方法をめぐる議論に終始する傾向があり、このような「自律の過度の価値化」とも言える社会福祉の方法論の偏重的志向によって、自律性の欠如体として評価されてきた重度知的障害者たちはソーシャルワークの対象とはなり難く(石川 2009:14)、その結果、「社会福祉学は『知的障害者』に向き合えたか」(中野 2009)という問いが招来されることにもなった。付言すれば、そもそも社会福祉学においては、社会的に支援されるべき<障害者>の特定や支援の優先性、経済的な効率とのバランス、優遇措置の正当化問題などの視点について経済学や倫理学に「下駄を預けてきた」(田中 2001:2)という指摘さえある。さらに、障害をめぐる規範の再審を最もラディカルな次元で要請してきた障害学においても、知的障害や精神障害をめぐる規範的議論が軽視・回避される傾向にあることが指摘されており(星加 2007:32)、筆者もかつて、障害学の基盤にある社会モデルにおいて、知的障害者とその理論的射程に包摂されてきたかどうか、という問いを立てて論じたことがある(田中 2008)。

このように、これまでの正義や障害をめぐる規範的議論において、殆どネグレクトされてきた重度知的障害者ではあったが、近年になって、正義、尊厳、平等、責任、人権等、先行の規範理論における鍵概念に挑戦するための新たな視座に重度知的障害者を据え、重度知的障害者の規範論的不平等や、それ故の倫理的言説の限界を指摘する声が発せられ始めている(Kittay 2009, Brunner 2014 等)。しかし、これらは現在のところ、いずれも重度知的障害者の現実の生を支えるためのケアという財の分配原則にまで踏み込んだ議論にはなっていない。

筆者もこれまで、福祉国家の理論的基盤を支えてきたリベラリズムの規範理論において、重度知的障害者がなぜ、そして、どのように、その理論的射程から放逐されてきたのかを、ロールズやセン(Amartya Sen)における市民概念の再検討を通して検証したうえで、リベラリズムの規範

理論における重度知的障害者の放逐が、その<人間>概念の矮小さにあることを指摘しつつ、重度知的障害者の<承認>のために、ヴァルネラビリティという視点から連帯規範を立ち上げる可能性を論じ、さらに、このヴァルネラビリティに基づく連帯規範から演繹される基本財としてケアを導出するとともに、その分配に係る基礎的な検討を試みてきた(田中, 2009, 2010, 2012, 2013)。しかし、これらの論考は未だ試論の域にとどまっており、重度知的障害者の置かれた生活状況や、彼らに対するケアの分配状況等の現実との架橋が課題として残されていた。

2. 研究の目的

本研究では、まず、重度知的障害者の「ケアの分配」に係る当事者(行政・重度知的障害者・家族等)の主張と論点がより先鋭的に提示される訴訟事例や行政交渉の事例のケース・スタディを通して、それぞれの規範的主張における論点を抽出・整理し、次に、これらの論点について、「福祉リベラリズム」の極めて洗練された表現と称され、その後の福祉の規範理論の引照点となったロールズの正義論や、そのロールズの基本財の分配構想を批判的に乗り越えようとしてきたセンやヌスパウムの規範理論においてどのような解を導出しようのかを検討したうえで、これらの解が重度知的障害者の「ケアの分配」においてどのような意義と限界点を呈するのかを検証する。さらに、これらリベラリズムの「再分配の規範理論」に加えて、その正義が射程に包摂し得なかった<承認>や<依存性>、<ケア>をめぐる議論を展開してきたテイラー(Charles Taylor)、ヤング(Iris Marion Young)、フレーザー(Nancy Fraser)、キティ(Eva Feder Kittay)らの論考を参照にしつつ、「ケアの分配」をめぐる試行的な規範モデルを提示し、初年度に抽出・整理した論点への応答を通して、この規範モデルの応答可能性を検証したい。

3. 研究の方法

まず、重度知的障害者の基本財としてケアを操作的に定義したうえで、このケアの分配に係る当事者(行政・重度知的障害者・家族等)の主張と論点がより先鋭的に提示される訴訟事例や行政交渉の事例のケース・スタディを通して、それぞれの規範的主張における論点を抽出・整理する。次に、これらの論点について分配的正義に係る規範理論がどのような解を導出しようのかを検討したうえで、これらの解が重度知的障害者の「ケアの分配」においてどのような意義と限界点を呈するのかを検証する。

さらに、リベラリズムの「再分配の規範理論」に加えて、これらの規範理論がその理論的射程に包摂し得なかったケアの倫理等をめぐる先行の論考を参照にしつつ、「ケアの分配」をめぐる試行的な規範モデルを提示し、上述の論点への応答を通して、この規範モデルの応答性能を検証したい。

4. 研究成果

本研究課題の期間(2017-2021年度)における3年間が、学部長職および法人常任理事職の在任期間と重なり、研究時間を確保することが極めて困難であり、研究は遅々として進展しなかった。したがって、研究課題期間が終了した後も継続して、本課題に取り組んでいきたい。

2017年度以降、「ケア分配」に係る当事者(行政・重度知的障害者・家族等)の主張と論点がより先鋭的に提示される訴訟事例や行政交渉の事例を収集し、その概念化と論点の抽出作業に取り組んだ。その成果として、まず、<重度知的障害者>およびその家族のケアの現状と、「ケア分配」に係る規範論との架橋に向かうために必要な整地作業として、<重度知的障害者>が生きるうえにおいて不可欠なケアに含意される規範の内実、およびこのケアの平等な分配、すなわち「ケアの制度化」を志向する際に生起するであろう幾つかの論点について原理的な考察を加えた論考

を『北星論集(社会福祉学部)』(北星学園大学)に投稿した(田中耕一郎(2020)「『ケアの制度化』をめぐって：<重度知的障害者>に対する『ケアの分配』に向かうための序論」『北星論集』第57号、73-89)。

この小論の中で、特に第二波フェミニズムにおける先行研究の知見を参照しつつ、ケアの規範的含意とその制度化をめぐる論点を整理し、「ケアの制度化」の意味と意義を「ケアと正義の接合」という観点から検討した。加えて、<重度知的障害者>の視座から提起されうる「ケアの制度化」をめぐる議論が、その起点と展開において異なる道程を辿るものの、フェミニズムが逢着した地平と重なりを見せることを確認した。

また、本研究課題の作業を下地に、障害学研究の特集論文を執筆したが(田中耕一郎(2018)「障害学は知的障害とどのように向き合えるのか」『障害学研究』第14号、105-119)、その中で、知的障害者の社会的包摂が「ケア資源」の有無・多寡・質によって左右され、それがいわゆる所与運によって規定されてしまうという現実があること、故に社会がそこに介入することの正当性が提示されなければならないことに言及し、障害学におけるケアをめぐる規範的研究の必要性和その意義について指摘した。

さらに、2020年度より「ケア分配」におけるケア主体をめぐる諸規範とその地勢図を描く作業に取り組んでおり、今年度中に完了する見込みである。

この現在取り組んでいる作業においては、はまず、「ケア分配」をめぐるこれまでの議論において用いられてきた<文法>¹の多様性と、それらの文法から導出される複数の<正しさ>の濫立状況を指摘し、これらの異なる文法における<正しさ>や<不正義>を共通のフレームや、共通の基本原則で束ねることは可能なのか、という問いを設定した。そして、この問いを立てることの意義として、異なる文法から発せられる「ケア分配」の多様な<正しい>主張を俯瞰しつつ、それらの相互連関を精緻に検討し、そこから障害児者やその家族において有用で生産的な知見を析出へ向かうためには、多様な<正しさ>を統御しうる包括的な規範原理の探求が必要であることに言及した。

さらに、このような研究的動機のみならず、包括的な規範原理が求められる実践的な動機もあること、すなわちそれは、「ケア分配」をめぐる複数の<正しさ>に係る相対主義的な承認、つまり、「すべての『正しさ』は、それぞれの文法においては正しい、以上終り」というような相対主義に立つ承認によって、或いはまた、権威を帯びたある特定の文法による<正しさ>の席捲によって、文法間のパワーバランスの不均衡がもたらすコラテラル・ダメージが不可視化されることを回避したいという動機であることを指摘している。

そのうえで、「ケア分配」の<正しさ>の主張は、およそ以下の要素によって構成される異なる文法から発せられることを指摘した。

- 1)ケア主体：誰がケアを担うべきか
- 2)ケアの理由・目的：何のためにそのケアを供給すべきか
- 3)ケアの内容・範囲：どのようなケアをどの範囲で供給すべきか

¹ ここでは「文法」を「正しい、望ましいものを生成するためのルールであり、かつ、そのルールを可能とするための構成要素からなるもの」とした森川(2015;57)の定義に依拠している。この「文法」は、当該の問題に関与するアクターたちの認識、解釈、行動の参照枠組みとして、数多ある出来事や言説をこの「文法」の中で意味づけることによって同定することを可能にする。おそらく多様な「文法」への認識は、特定の「文法」へ無自覚的に依拠した、他への規範的断罪を回避することができるものと考えられる。なぜなら、自他の「文法」への無自覚な研究は、多くの場合、規範的なものになってしまうからだ。

- 4)ケアの方法：どのような方法でケアを供給すべきか
- 5)ケアの量：どの程度の量のケアを供給すべきか
- 6)ケアの場：どこでケアを供給すべきか

このように「ケア分配」の<正しさ>を導出している多様な文法の要素を整理したうえで、ケアをめぐるアクターたちが、ケアとその構造を評価するときに利用できる(そして実際、利用している)ような文法の内実と、その<文法>の基底にある規範とはどのようなものなのかを明らかにしつつ、多様な文法から導出される多様な議論の地勢図を描き出し、そこに拡散された多くの問いたちを整序してゆく作業として、本研究が位置付けられることを確認した。

このように、研究の背景と問題意識を整理したうえで、研究の目的として、「ケア分配」の議論をめぐる文法要素の中で、「ケア分配」が語られる多くの場合、その文頭において提示される「誰が」という主語の部分、すなわち、「ケア主体」の議論をめぐって、表示的に、或いは暗示的に提示される諸規範を検証することであることを明示した。

具体的には、ある文法から、あるケア主体が提示される時、そこにどのような規範が表示/暗示され、それがどのような「ケア分配」の形態を志向したのか、また、その表示的/暗示的規範と、それに基づく「ケア分配」の形態と実態に対して、別の文法からは何が問題として提起され、その問題の改善・解消を求めて、どのような<新たな/もう一つ>のケア主体がどのような対抗規範として提起されてきたのか、さらに、このケア分配に係る<新たな/もう一つ>の対抗規範と方策が内包した課題とは何であったのか、等について検討しつつ、これら議論の地勢図を描き出すことを作業課題として提示している。

この作業の過程において、家族のケア主体化への固定化・閉塞化によってもたらされる問題群として、1)負担の過剰、2)継続の不可能性、3)固定化による支配・管理、4)「ケアの社会化」の抑制、5)専門的介入の必要性、の5つの問題群に整理しつつ、その内実を検証した。そして、これらの問題群の解消を求め提起される、家族のケア主体からの離脱がもたらす<痛み>の問題についても検討を加えた。

次に、家族のケア主体化からの離脱をめぐって、「ケアする側」の文法とは異なる、もう一つの文法、すなわち、「ケアされる側」である障害当事者による障害者運動の文法における独自の問題認識である、「社会変革」への志向と、障害者の自立/自律的な生の獲得について検証した。

ここでは、まず、社会変革の志向に位置づけられる障害者運動におけるケアをめぐる多様な取り組みとして、1970年代に活性化する、「青い芝の会」に象徴されるラディカルな障害者運動と、この「青い芝の会」と並行しつつ展開された、公的介護保障要求運動や全国公的介護保障要求者組合における介護の脱家族化・脱施設化・脱商品化へ向けた取り組み、さらには1980年代後半から隆盛を見せる自立生活センター(CIL)における「ケアの商品化」をめぐるケア戦略に焦点を当て、これらの取り組みにおいて提示されたケアをめぐる諸規範を検討した。

このように、家族のケア主体化への固定化・閉塞化をめぐって、「ケアする側」「ケアされる側」それぞれの問題認識と、その問題解消に向けた取り組みとそれを支えた規範の内実を検討したうえで、さらに、家族ケア主体に代替するケア主体として提起されてきた6つのケア主体、すなわち、入所施設、市民、CIL、ホームヘルパー、グループホームを取り上げ、それぞれの取り組みの実態と、その取り組みにおいて明示された規範を検証した。

今後に残されている作業課題は、家族からのケア主体のシフト先として提示され、取り込まれてきた、これら多様なケア主体をめぐる諸規範の地勢図を描き出すことである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田中耕一郎	4. 巻 57
2. 論文標題 「ケアの制度化」をめぐる : 重度知的障害者 に対する「ケアの分配」に向かうための序論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北星論集(社会福祉学部)	6. 最初と最後の頁 73-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田中耕一郎	4. 巻 14
2. 論文標題 障害学は知的障害とどのように向き合えるのか -他者化への抗いのために-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 障害学研究	6. 最初と最後の頁 105-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------